

第 3 章 本学における教職課程の単位

免許状を取得するための法定上の最低修得単位数については、「第 2 章 免許状取得の条件」で説明したとおりです。

そして、本学においては、教育職員免許法に定める「文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目）」、「教科及び教職に関する科目」のそれぞれについて対応する科目を定めており、免許状を取得するためには次表に示す単位の修得が必要です。

免許状取得希望者は、所属学部配当の主として卒業所要単位に算入されない自由科目群（文学部、および外国語学部についてはこの限りでない）から所定の科目（単位）を授業時間割および履修制限単位等を熟慮のうえ、1 年次から計画的かつ効率的に履修・修得しなければなりません。

【中一種免】

教育職員免許法 に定める科目		修 得 単 位 数	
文部科学省令に定める科目		8単位	
教科 及び 教職 に関する 科目	教育の基礎的理解 に関する科目等	必修科目 31 単位	
	教科及び教科の指導法 に関する科目	28単位 (必修科目の修得が条件)	
		合 計 59単位	

【高一種免】

教育職員免許法 に定める科目		修 得 単 位 数		
文部科学省令に定める科目		8単位		
教科及び教職に関する科目	教育の基礎的理解 に関する科目等	必修科目27単位	選択科目から8単位	合 計 59単位
	教科及び教科の指導法 に関する科目	24単位 (必修科目の修得が条件)	※「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」のいずれの選択科目の単位でも可	

必要科目の詳細については、「第 5 章 学部別一種免許状取得必要科目一覧」を参照してください。